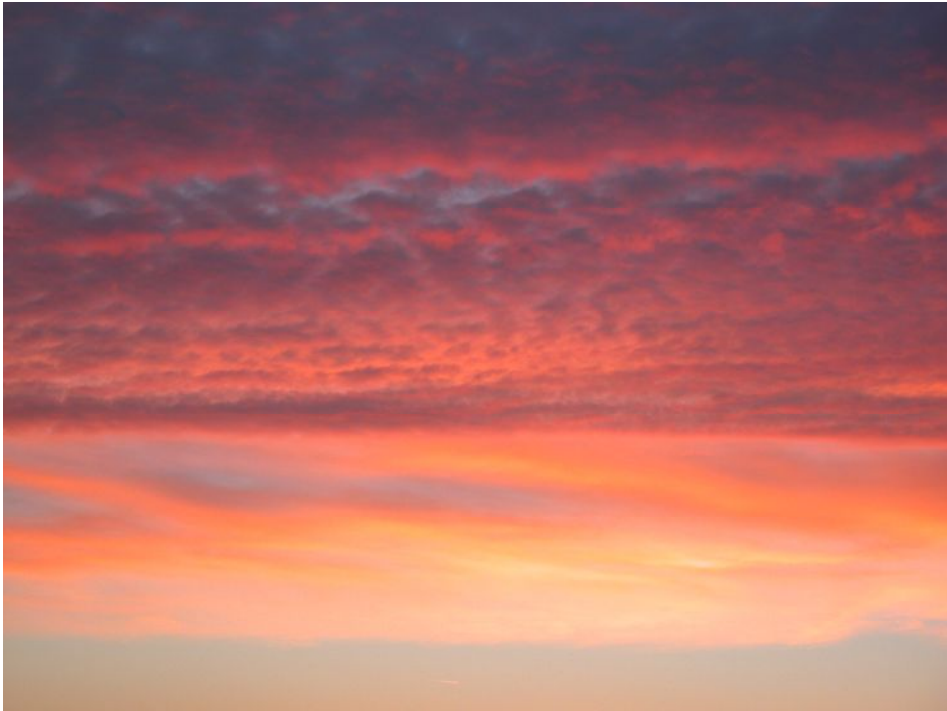


日本国憲法 全文解釈

難しい表現を、極力やさしい言葉で書き直してみました



リライト；湯川健一

目次

日本国憲法	前文	3
第一章	天皇	5
第二章	第9条	8
第三章	国民の権利及び義務	10
第四章	国会	21
第五章	内閣	29
第六章	司法	33
第七章	財政	37
第八章	地方自治	40
第九章	改正	41
第十章	最高法規	42
第十一章	補足	43
最後に		45

日本国憲法 前文

(原文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

私たち日本国民は、私たちが正しく選んだリーダー達を通して行動します。

私たちと、私たちの子供達のために、諸外国の人々と仲良くし、日本全国にわたって自由を守り、政府に再び戦争をさせないことを決めました。

この憲法は、国の行動や選択を決める権利を、私たち自身が持っていることを宣言するものです。

そもそも国というのは国民のもので、リーダーは舵取りを一時的に任されただけなのです。

リーダーはあくまで国民の代表者で、その働きによる利益は国民が受け取るものです。このことは人類にとって、変わる事のいない決まりです。この憲法は、この考え方に基づいています。

私たちは、これに反する一切の憲法、法律も受け付けません。それに天皇の署名があったとしてもです。

私たち日本国民は、平和が永久に続くことを祈っています。

人間関係の理想を意識し、諸国民も正義と平和を愛していることを信頼することで、私たちの安全と生命を守ることにしました。

私たちは平和を守り、一部の人間による国の支配、偏った考えの押しつけを、この世から永遠に無くそうとしている国際社会の中で、理想の国になりたいと思います。

私たちは全世界の人々に、貧しさや命の危険から逃れ、平和に暮らせる権利があることを知っています。

私たちは、どこの国も、自分の国だけが良ければいいという態度で、他の国を無視してはならないという価値観を持っています。これは永久に変わる事の無い法則で、これに従って全ての国が、他国との関係をつくっていく責任があると信じています。

私たち日本国民は、名誉にかけて全力で、この理想と目的を達成することを誓います。

第一章 天皇

第一条

(原文)

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

天皇は、私たち日本人が仲良く一つになるためのシンボルです。これは、私たちみんなで決めたことです。

第二条

(原文)

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

天皇の地位は血筋で引き継がれるものです。引継ぎの仕方は、国会で決めた皇室典範というルールブックに書かれています。

第三条

(原文)

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

天皇の全ての仕事は、内閣の助言と承認を必要とします。その責任の全ては内閣が負います。

第四条 1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

1. 天皇の仕事は、この憲法が決めた範囲のものだけです。国の政治には関係ありません。
2. 天皇は、仕事の内容を政治に任せています。

第五条 皇室典範の定めるところにより、摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

新たに即位した天皇が、幼少、病弱、国に不在などの理由で、その仕事ができないとき、天皇に代わってそれを行う人を決めます。その仕事は第4条第一項に定められた通りです。

第六条 1 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

1. 天皇は、国会で内閣総理大臣に選ばれた人を、その役に任命します。
2. 最高裁判所の長官は、内閣が指名した人を天皇が任命します。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。二 国会を召集すること。三 衆議院を解散すること。四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。七 栄典を授与すること。八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。九 外国の大使及び公使を接受すること。十 儀式を行ふこと。

天皇は、内閣の助言と承認で、国民のために次のような仕事をします。

1. 憲法改正、法律、政令（政治上の命令）、条約を一般に広く知らせること。
2. 国会の召集。
3. 衆議院議院の解散。
4. 国会議員の総選挙がおこなわれることを、一般の人に広く知らせるために発表すること。
5. 国務大臣や法律が決めている、その他の官吏の任免、全権委任状、大使および公使の信任状の認証。
6. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除や復権の承認。
7. 特別な祝いの儀式での、名誉ある待遇や国家・社会に功労のあった人の表彰、位階・勲章・褒章の授与。
8. 条約に対する国家の確認・同意を示す文書や、その他の法律が定めている外交文書の承認。
9. 外国の大使及び公使の受け入れ。
10. 儀式をおこなうこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

皇室の財産の譲り渡し、譲り受け、若しくは賜与には国会の決議が必要です。

第二章 第9条

第9条 1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

1. 私たち日本人は、正義と秩序に基づいた世界平和を心から望んでいます。武力を持つことは国の権利だけれど、国同士の問題を解決するため、武力による脅しや戦争を、永久にしないことにしました。

2. この決定が破られないために、陸海空軍その他の戦力は持たないし、外国と戦う権利さえ持たないことにしました。

<所見>

如何でしょうか？

どう考えても9条は守られていないし、どんな憲法解釈をしようと屁理屈にしかたならないのは明らかだと思います。

また実質的に軍隊を持ちながら、日本だけが自衛のためにすら戦うことができないとしたら、これも不公平な気がします。

ですから、憲法そのものを見直そうとする考えも理解できます。改憲論者には米国の押しつけだったという人もいますが、実際はいろんな説があり、定かではないようです。

私自身は、正しいやり方で憲法はつくり直されるべきだと思っています。しかし、今の風潮は少しおかしい。変だとも思っているのです。

それは、最近の北朝鮮問題や経済格差の問題が、アメリカの軍産複合体の利益につながっているように思えるからです。

つまり、イラクにあれほど固執したアメリカが、何故、北朝鮮にこれほど甘いのか？日朝が緊張すれば、日本はアメリカの武器を沢山買うという計算があるのでは？

規制緩和で日本の経済格差が広がり、低所得者層の若者を自衛隊に入れやすい環境ができた。つまり、自衛隊に入れば給料を貰いながら資格も取れるなど待遇がいい。

軍隊に入れば食えるというんじや北朝鮮と変わりません。

こういう状況で、最も得をするのが軍産複合体です。これについては、関係企業の製品の不買運動も起こっています。

(注意深くお金を使う為に⇒ <http://tinyurl.com/2qpu36>)

何が言いたいのかというと、一連のことが、得体の知れない力が書いた筋書きで進んでいるような気がするということです。

何か気持ち悪くないですか？

9条の見直しによって日本が堂々と軍隊を持ち、国際紛争にも大手を振って出て行けるようになったとき、一番得をするのは誰か？

これを誰それという個人が、操っていることは無いと思います。恐らく、いろいろな思惑が、伏線をはりながらシナリオを書いているのでしょう。

難しいかもしれませんが、シナリオに踊らされる側ではなく、僅かでも書く側にいたいと思いませんか？そのためには、庶民レベルで議論する必要があるのかもしれませんが。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

法律で定められた条件を満たしている人が日本人です。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

日本の国民は、生まれながらに基本的人権を持っていて、それを妨げられることはありません。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。従って、将来の私たちの子供達にも与えられるものです。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

この憲法が保障している自由と権利は、私たち国民の努力で守っていかなければなりません。また、私たち国民は、この自由と権利をむやみに使ってはいけません。この自由と権利は、それが阻害されている状況を改善するためにこそ、利用する責任を私たち国民は負っているのです。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

すべての国民は、一人ひとりが尊重されます。生命、自由、幸福を求める国民の権利は、周囲に迷惑をかけない限り尊重されます。それは法律で守られているべきであって、そのために法律をつくることも必要です。

第十四条 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

1. すべての国民に対し、法律は平等です。人種、信条、性別、社会的身分、家柄などによって、政治的、経済的、社会的な関係で差別されません。
2. 公・侯・伯・子・男の爵位や、旧公卿・諸侯の身分、つまり華族や貴族の制度を認めません。
3. 荣誉、勲章その他の栄典の授与には、特権を伴いません。また、栄典の授与は本人だけのものです。

第十五条 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

1. 公務員を選んだり辞めさせることは、国民だけの権利です。
2. すべての公務員は、すべての人々の奉仕者であつて、一部の人間の奉仕者ではありません。
3. 選挙を必要とする公務員を選ぶ権利は、すべての成人に与えられています。
4. すべての選挙で、投票の内容を明かさない権利を守らなければなりません。選挙権を行使する人は、その選択に対し、何等かの責任を問われることはありません。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

日本国民には、損害の救済を求めたり、問題のある公務員を辞めさせたり、法律や規則の制定や廃止、あるいは改正などを求める訴えを起こす権利があります。その際、妨害や、どのような差別も受けることはありません。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

誰もが、公務員の不正で損をしたとき、国や公共団体に賠償を請求できます。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

誰もが、どのような奴隷的な扱いをうけることはありません。犯罪を侵さない限り、したくない作業をする必要もありません。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

良いことはもちろん、どんなことでも考えるのは自由です。それを妨げることは許されません。

第二十条 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

1. どのような宗教を信仰しても自由です。逆に、国は特定の宗教団体に肩入れすることはできません。
2. 誰もが、宗教上の行為や行事に参加することを強制されません。
3. 国や、その関係機関は、宗教教育をはじめ、どのような宗教的な活動をしてはいけません。

第二十一条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

1. 集会、多数の人が共通の目的をもって活動する団体をつくること、自分の意見を言うことや出版など、表現する自由を、この憲法は保障しています。
2. 公権力は、書籍・新聞・雑誌・映画・放送や信書などの表現内容を強制的に調べてはいけません。通信の秘密は守らなければなりません。

第二十二条 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

1. 他人に迷惑をかけない限り、誰もが、住むところ、引越し、仕事選びの自由を持っています。
2. 希望すれば、誰もが外国に住むことができるし、日本国籍から離れることもできます。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

自由に学べることを保障します。

第二十四条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

1. 結婚は、当人同士のみで決めることです。夫婦には、それぞれ同じだけ権利があり、お互い協力し合って、その関係を維持するものです。
2. 結婚相手の選択、財産権、相続、何処に住むか、離婚や結婚、その他の家族に関する事項の法律は、一人ひとりが尊く厳かな存在であるという価値観と、男女が基本的に平等であるという立場で、つくられなければなりません。

第二十五条 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

1. 国民のすべてに、健康で文化的な最低限度の生活をする権利があります。
2. 国は、国民生活のすべてについて、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上を進めていかなければなりません。

第二十六条 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

1. すべての国民は法律に従って、能力に応じた教育を平等に受けることができます。
2. すべての国民は法律に従って、子供達に普通教育を受けさせる義務があります。この教育に関しては無料で受けさせることができます。

第二十七条 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。3 児童は、これを酷使してはならない。

1. すべての国民には働く権利と義務があります。
2. 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関しては、基準を法律で定めています。
3. 労働力として、児童を酷使してはなりません。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

勤労者には、団結し、交渉などの団体行動をする権利が保障されています。

第二十九条 1 財産権は、これを侵してはならない。2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

1. 財産を持つ権利は認められ、守られています。
2. 財産権の内容は、地域社会に迷惑が及ばないように法律で定められています。
3. 私有財産といえども、公共の目的であれば、正当な保障をした上で国は使うことができます。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

国民は法律に従って、納税の義務があります。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

誰もが、法律で決められた手続無しに、刑罰を受けることはありません。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

誰もが、裁判を受けて、言い分を述べることができます。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

現行犯以外では、誰もが正規の手続きを踏んだ令状なしに、逮捕されることはありません。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

警察による抑留や拘禁は、事前にその理由告げなければなりません。さらに、すべての人が、直ちに弁護人に依頼する権利を持っています。また、正当な理由無しに拘禁できません。拘禁する場合は、直ちに拘禁される本人と、その弁護人の出席する公開の裁判で、その理由を述べなければなりません。

第三十五条 1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

1. 警察が、住まい、書類、所持品について、搜索をする場合は、正規の手続きを踏んだ令状が発行されなければなりません。誰もが、これ無しに搜索を受けない権利を持っています。
2. 搜索や押収に関する令状は、権限のある司法官憲が発行します。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

公務員は、拷問や残虐な刑罰を行ってははいけません。

第三十七条 1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

1. どのような刑事事件の被告人であっても、裁判所で公正で迅速な公開裁判を受ける権利があります。
2. 刑事被告人には、すべての証人に、公開の裁判で質問する権利があります。また自分のため、公費を使って強制的に、証人を求める権利があります。
3. 刑事被告人は、どのような場合でも、資格のある弁護士に弁護を依頼することができます。被告人が自ら依頼することができなくても、国の費用で弁護士をつけることができます。

第三十八条 1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

1. 誰もが、自分に不利な供述を強制されない権利を持っています。
2. 強制、拷問、脅迫、または不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、証拠として使うことはできません。
3. 被告人の誰もが、自分に不利益な証拠が自白しかない場合、有罪になったり、刑罰を受けることはありません。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

現在は違法であっても、行われたとき適法であれば罪は問われません。また、既に無罪となった行為の刑事責任を問われることもありません。刑事責任を重複して問われることはありません。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

抑留や拘禁をされた後、無罪の判決を受けたら、国に補償を求めることができます。

第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

国会は国家権力を行使する上で、最も権限を持った機関です。国会は国で唯一法律をつくることができます。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

国会には衆議院と参議院があります。

第四十三条 1 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

1. 衆参両議院は、全国民の代表として、選挙で選ばれた者で組織されます。
2. それぞれの議員の定数は、法律で定めます。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

衆参両議院の議院や選挙人の資格は、法律で定めます。但し、人種、信条、性別、社会的身分、家柄、門閥(もんぱつ)、家の格式、教育、財産や収入によつて差別してはいけません。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

衆議院議員の任期は4年です。但し、衆議院解散の場合、満了前に終了します。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに、議員の半数を改選する。

参議院議員の任期は6年です。3年ごとに半数を改選します。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

選挙区、投票方法その他の両議院の議員選書に関する事項は、法律で定めま
す。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

どんな人も、同時に両議院の議員になることはできません。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

両議院の議員は、法律で決められた給料や必要経費を、国家予算から受け取る
ことができます。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

両議院の議員は、特別に法律で定められている場合を除いては、国会期間中に逮捕されません。また、国会の会期前に逮捕された議員でも、所属する議院の要求があれば、会期中に釈放しなければなりません。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

衆参両議院の議員は、それぞれの議院で行った演説、討論または表決について責任を問われません。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

国会議員は定例の国会に、1年に1回召集されます。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

内閣は、臨時国会の召集を決めることができます。また、衆参両議院いずれかの議員総数の四分の一以上が要求したら、内閣は臨時国会の召集を決定しなければなりません。

第五十四条 1 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

1. 衆議院が解散されたとき、その日から四十日以内に総選挙を行い、選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければなりません。
2. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となります。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができます。
3. 上記の参議院の緊急集会で決めたことは臨時のことで、次の国会開会の後、十日以内に衆議院の同意がなければ、その効力は失われます。

第五十五条 両議院は各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

衆参両議院は、それぞれの議員の資格に関する裁判を行います。但し、対象となる議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の賛成が必要です。

第五十六条 1 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。2 両議員の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

1. 衆参両議院は、それぞれの総議員数の三分の一以上の出席がなければ、会議を開いて何かを決めることはできません。
2. 衆参両議院での会議による決定は、この憲法の中で特別に定めていることがなければ、出席議員の過半数で下されます。また投票の結果が同数のときは、議長の判断で決めます。

第五十七条 1 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。3 出席議員の五分の二以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

1. 衆参両議院の会議は公開で行います。但し、出席議員の三分の二以上の賛成があれば、秘密会議を開くことができます。
2. 衆参両議院は、それぞれの会議の記録を保存し、秘密会議の記録の中で、特に秘密を要すると認められるもの以外は公表し、一般に頒布しなければなりません。
3. 出席議員の五分の二以上の要求があれば、各議員が表決に際し、どちらに投票したかを会議録に記載しなければなりません。(この解釈にはあまり自信がありません。ご意見をお寄せ下さい。こういう意見もあります
⇒ <http://www.mars.dti.ne.jp/~saitota/kenpo57-3.htm> 第57条3項)

第五十八条 1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

1. 衆参両議院は、それぞれの議長、その他の役員を選任します。
2. 衆参両議院は、それぞれの会議や手続、内部規律に関する規則を決めます。また、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができます。但し、議院を除名するには、出席議員の三分の二以上の賛成が必要です。

第五十九条 1 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを妨げない。4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

1. この憲法で特別に決めていない限り、法律案は衆参両議院で可決したとき正式に法律になります。
2. 衆議院で可決した法案を、参議院で異なつた議決をした場合、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき、正式に法律になります。
3. 上記の規定は、衆議院が、衆参両議院の協議会開くことを妨げることはありません。(両院協議会⇒ <http://tinyurl.com/287ndd>)
4. 衆議院の可決した法律案を受け取つた後、参議院が国会休会中の機関を除く六十日以内に議決しないと、衆議院は参議院がその法律案を否決したものとみなすことができます。

第六十条 1 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

1. 予算案は、さきに衆議院に提出しなければなりません。
2. 予算について、参議院が衆議院と異なつた決議をし、両院協議会でも意見が一致しない場合、または参議院が衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しない場合は、衆議院の議決国会の最終議決とします。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

条約の締結に必要な国会の承認については、衆議院が議決した後、参議院が衆議院と異なつた決議をし、両院協議会でも意見が一致しない場合、または参議院が衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しない場合は、衆議院の議決国会の最終議決とします。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

衆参両議院は、それぞれ国政に関する調査をして、これに関して、証人の出頭させたり、証言を求めたり、記録を提出することを要求できます。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国务大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

内閣総理大臣、その他の国务大臣は、衆参両議院のいずれかに議席が有る無しに関わらず、何時でも議案について発言するため、会議に出席することができます。また、答弁は説明のため出席を求められたときは、出席しなければなりません。

第六十四条 1 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

1. 国会は、犯罪や不正から罷免を訴えられた裁判官を裁判するため、衆参両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設けます。
2. 弾劾（犯罪や不正をはっきりさせて、責任をとるように求めること）に関する事項は法律で定めます。

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

行政権は、内閣が持っています。(行政権とは、公共のサービス、治安の維持など、立法と司法を除いた国政に関する全ての権限を指します。因みに立法は国会、司法は裁判所に権限があります)

第六十六条 1 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

1. 内閣は、法律で定められた規則で選ばれた内閣総理大臣と、その他の国務大臣で組織されます。
2. 内閣総理大臣と、その他の国務大臣には、軍人や軍人の経歴をもつ人はなれません。
3. 内閣は、行政権の行使に関して国会と連帯責任を負います。

第六十七条 1 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

1. 内閣総理大臣は、国会議員の中から、国会議員による選挙で決め、この決定は全ての案件に優先します。
2. 内閣総理大臣の選挙で、衆議院と参議院が異なつた人物を選んだときは、両院協議会を開きます。両院協議会は衆参両議院から選挙された各 10 名の委員で組織され、協議案が出席協議員の 3 分の 2 以上の多数で可決されたとき成案となります。それでも決らない場合、衆議院の決議後、国家休会中の期間を除いて十日以内に参議院の決議が出なければ、衆議院の決定が優先します。

第六十八条 1 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

1. 内閣総理大臣が、その他の国务大臣を任命します。但し、過半数を国会議員の中から選ばなければなりません。
2. 内閣総理大臣は、自分の意思で国务大臣を辞職させることができます。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

内閣は、衆議院で不信任案が通るか、信任の議決案が否決されたら、十日以内に総辞職するか、衆議院を解散しなければなりません。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

内閣総理大臣が死亡や病気その他の理由で、その職責を果たせなくなったとき、または、衆議院総選挙後の初めて国会が召集されたときは、内閣は総辞職しなければなりません。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

六十九条、七十条のケースで、内閣総理大臣がいない状態の期間は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでは職務を行います。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

内閣総理大臣は内閣を代表して、議案を国会に提出します。一般的な国内の仕事や外交に関する報告を国会で行います。また内閣総理大臣は、各省庁の指揮監督をします。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左（右）の事務を行ふ。一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。二 外交関係を処理すること。三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。五 予算を作成して国会に提出すること。六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

内閣は、他の一般行政事務、たとえば官公庁の庁舎の中で机に座って仕事をするというような類の業務以外には、以下のことを行います。

1. 国の仕事全体を法律に従って誠実に管理。
2. 外国とのお付き合い。
3. 条約の締結。ただし、事前に、場合によっては事後に国会の承認が必要。
4. 法律に従って、国家公務員の仕事に関する事務のとりまとめ。
5. 予算案をつくって、国会に提出。
6. この憲法や法律の規定を実施するために、政治上の命令や法令の制定。ただし、これには特に法律に定めている場合を除いて、罰則を設けることはできない。
7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行免除及び復権。

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

法律や政治上の命令には、すべての国務大臣と内閣総理大臣の、連名の署名が必要です。

第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は害されない。

国務大臣は在任中、刑事事件に関与していたとしても、内閣総理大臣の意向があれば、逮捕も告訴もされません。ただし、内閣総理大臣の同意があれば、訴追され、逮捕も告訴もされます。

第六章 司法

第七十六条 1 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

1. 争いごとに法律をあてはめて、判断や裁判する権利を、国家の機関として行使できるのは、最高裁判所と法律で決められた下級裁判所です。
2. 上記以外の裁判所を設置することはできません。行政は『特別の身分の人や事件に裁判権を行使する裁判所、例えば旧憲法の軍法会議、行政裁判所などを置くことはできません。※
3. すべての裁判官は、良心に従って独立して職権を行使します。拘束されるのは、この憲法と法律だけです。

※これを読むと、日本には簡裁、家裁、地裁、高裁、最高裁しかないという結論に達します。しかし、憲法64条には、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。」とあります。では、弾劾裁判所とは何でしょう？特別裁判所ではないのか？憲法にはまだまだ突っ込みどころがあるのかもしれない。

第七十七条 1 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

1. 最高裁判所は、訴訟手続、弁護士、裁判所の内部規定と司法事務の処理に関して、規則を定める権限があります。
2. 検察官は、最高裁判所が決めた規則に従わなければなりません。
3. 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を決めるのを、下級裁判所自身に任せることができます。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。※

裁判官は、弾劾裁判以外では辞めさせられることはありません。行政が裁判官を懲戒処分することもできません。

※前半の意味を残念ながら理解することができませんでした。

第七十九条 1 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達したときに退官する。6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

1. 最高裁判所は、長官と、法律で決められた定員の裁判官で構成し、長官以外は内閣が任命します。
2. 最高裁判所の裁判官のは、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙のとき国民の審査を受けます。さらに、その後10年を経過した後、初めて行われる衆議院議員総選挙のときも、同じように審査を受けます。
3. 上記の審査で、有権者の多数が不信任だった場合、その裁判官は罷免されます。
4. この審査に関する内容は、法律で定めます。
5. 最高裁判所の裁判官は、法律で決められた年齢に達したら、退職します。
6. 最高裁判所の裁判官は、定期的に給料を貰います。この額は、在任中に減額できません。

第八十条 1 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

1. 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が指名した人の名簿をもとに、内閣が任命します。任期は10年で、再任することもできます。但し、法律で決められた年齢になったら退職します。
2. 下級裁判所の裁判官は、定期的に給料を受け取ります。この額は、在任中に減額されることはありません。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が、憲法に適合しているかどうかを最終的に決定する権限を持つ裁判所です。

第八十二条 1 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

1. 裁判は公開の法廷で行います。
2. 裁判所が、裁判官の全員一致で内容を公開しないほうがいいと判断した場合は、非公開で裁判を行うことができます。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪または、この憲法（第三章）で保障する国民の権利が問題となっている事件については、公開で裁判しなければなりません。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

税金の使い方は国会で決めます。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

新しい税金や税率の変更には、そのための法律や法律で決められた手続きが必要です。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

国の出費や借金に関しては国会で決めます。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

内閣は毎年度予算を立てますが、国会の審議にかけ承認を受けなければなりません。

第八十七条 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を経なければならない。

1. 急な出費に対応するために、国会での話し合いを経て予備費を決め、内閣の責任で使うことができます。
2. 予備費の支出については、内閣は事後に、国会の承諾を得なければなりません。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して、国会の議決を経なければならない。

皇室の財産は国の財産です。皇室に必要なすべての経費は国の予算に計上し、国会の承認を得なければなりません。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

国や自治体の財産や税金を、特定の宗教団体や関連組織の運営、何等かの便宜や維持のために使ってははいけません。また、特定の慈善団体や教育、博愛（ボランティア？）の事業に対しても、同様に資金援助してはいけません。

第九十条 1 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

1. 国の収支決算はすべて、毎年会計検査院が検査します。内閣は決算とともに、検査報告を国会にしなければなりません。

2. 会計検査院の組織の仕方や権限は、法律で決めます。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

内閣は国会と国民に対し、少なくとも年に1回以上、国の財政の状況を報告しなければなりません。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

都道府県、市町村の組織と運営に関することは、国から独立した法人格をもつこと、住民自治住民の意思によって地方自治が行われることという、地方自治の本質的な内容に基づいて、法律で定められています。

第九十三条 1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

1. 地方公共団体には、議会を設けることが法律で決められています。
2. 地方公共団体の長と、議会の議員は、その住民が直接選挙して決めます。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方公共団体は、財産の管理、事務処理、行政執行の権利を持ち、法律の範囲内で、国の法律とは別に自主法を制定することができます。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。※

国は特定の地方公共団体のみに適用される法律を、安易に制定することはできません。国会も、その地方公共団体の住民投票で、過半数の支持を得られなければ、特定の地方公共団体のみに適用される法律を制定することはできません。

※住民投票をやらせないとか、基地移転問題、原発など、度々問題になりますね。

第九章 改正

第九十六条 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

1. 日本国憲法の改正には、国民投票で過半数の賛成が必要です。その国民投票にかけるためには、衆参両院のそれぞれの三分の二以上の賛成が必要です。
2. 最終的に国民の承認を得た憲法改正案は、天皇が国民の名で、直ちに公布します。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

日本国憲法が国民に保障している基本的人権は、人類が長い時間をかけて自由を求めてきた成果です。これらの権利の考え方は、過去のいろいろな思想に耐えてきたものです。これは、現在から将来の国民に対し、永久の権利として託されたものです。

第九十八条 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

1. 日本国憲法は、日本国の最高法規です。これに反する法律、命令、詔勅（天皇の意思表示）、国務に関わるその他の行為は無効です。
2. 日本国が締結する条約や、批准する国際法規は、日本国憲法に反しないものでなければなりません。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

天皇や摂政（ <http://tinyurl.com/ywztzw> ）、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員には、この憲法を尊重し擁護する義務があります。

第十一章 補則

第百条 1 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

1. 日本国憲法は、公布の日から6ヶ月を過ぎたら実施されます。
2. 日本国憲法を実施するために必要な法律の制定、参議院選挙、国会召集の手續き、準備手續きは、公布前に行うことができます。

第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

日本国憲法を実施するとき、参議院がまだ成立していないときは、それまでの間、衆議院だけが国会の権限を担います。

第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

日本国憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は3年とします。

(この規定に基づいて行われた第1回参議院議員通常選挙では、得票数の多い順から、任期6年の議員、任期3年の議員が決められたそうです。これは、3年ごとに半数を改選する規定に整合性を持たせるために行われました)

第百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

この憲法が実施された後は、それ以前に国務大臣、衆議院議員、裁判官、その他の公務員で、憲法が地位を認められている者は、法律で決められている以外は、その地位を失うことはありません。これは、憲法を実施する目的のためであつて、後任者が選挙または任命されたときには、当然その地位を失います。

(日本国憲法施行以前に任命されていた公務員に関し、日本国憲法施行にあつて、根拠を失わせないために規定されたそうです。日本国憲法下で新たに設置された参議院議員に関しては、日本国憲法第100条第2項および第102条の規定で選挙が行われました。これに対し、衆議院議員は、日本国憲法施行時点で、議員をそのまま日本国憲法下における衆議院議員として認めることにしたのです。一般には昭和22年4月25日に実施された第23回衆議院議員総選挙が、日本国憲法下の最初の総選挙とされているそうです。因みに日本国憲法の施行日は同年5月3日。Wikipedia より)

最後に・・・

日本国憲法は、文章が難解だったり、矛盾があったり、つっこみどころ満載です。ですから私も、いずれ憲法は改正されるべきだと思っています。

一方で、今の改憲論、護憲論の多くが、自らの主張を通したいがために、解釈をねじ曲げているのではないかという気がします。

改憲論者の多くが、憲法第9条を変えることを目指しています。私は平和憲法のキモを安易に変えることに賛成できません。

その意味で私の軸足は、護憲論寄りです。

改憲論の方の多くは、日本国憲法は進駐軍と戦勝国によってつくられたものだと主張しています。実は私もそう思っていましたし、その上で、だから利用価値があると思っていました。

ところが、今回、日本国憲法のリライトに挑戦してみて、敗戦後の日本人が、進駐軍と戦勝国の意向を配慮しつつ、譲れないところは譲れないという戦いをした跡を行間を感じました。

皆さんはどう感じたでしょうか？

湯川健一

発行メルマガ『自分探しの心の旅』

<http://www.mag2.com/m/0000127756.html>

ブログ

<http://plaza.rakuten.co.jp/ukiuki21/>